

第2回 前受金役務利用検討会 議事要旨

日時：令和8年3月9日（月）10時00分～12時00分
場所：経済産業省別館11階1111各省庁共用会議室

出席者：

小塚座長、川野委員、齊木委員、佐久間委員、杉山委員

オブザーバー：

吉川 雅之 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 専務理事

議題：

1. 開会
2. 冠婚葬祭互助会業界の対応
3. 監督の基本方針改定案について
4. 次回（第3回）検討会について

議事要旨：

オブザーバーから冠婚葬祭互助会業界の対応について説明後、質疑・意見交換を実施。
委員からの主な意見は、下記のとおり。

【確認事項】

- 定期的な月掛け通知の義務化は歓迎。サービス提供の都度、本人に対して精算書などを発出されるのか。
- 互助会契約時に、本人以外の第2連絡先などの登録は必要ではないか。
- 新役務として提供される具体的なサービス内容は決まっているのか。現時点ではカテゴリーのみを決めておくのか。
- 外部委託選定基準はあるのか。
- 互助会契約の本来の趣旨は葬儀施行である。互助会事業のうち、新役務事業の占める割合に関する規制は行うのか。

（オブザーバー回答）

役務提供後の精算書・利用明細の交付や、契約時の本人以外の連絡先登録については、従前から行っており、追加される役務にも適用される。

新役務としての事業の詳細や、外部委託する場合に注意すべき点については、全日本冠婚葬祭互助協会内に設置される審査会において検討を行うことになる。

（事務局回答）

割賦販売法上、どのような事業を行うかについて制約があるものではない。そのため、互助会事業者の事業のうち、新役務の事業に占める割合について規制を行うことは困難。

ただし、新役務の施行により、互助会事業者の財務が毀損される場合は、割賦販売法の監督、検査の対象となる。

【意見】

- ▶ 消費者が前受金を使用して新役務の提供を受けた場合、互助会事業者において記録の保存・保管を行い、家族から説明を求められた場合、説明出来る状況にして欲しい。
- ▶ 高齢消費者が新役務を利用する際、年齢基準を設けて家族への同意確認を行うことを検討してほしい。
- ▶ 外部委託先で事故が発生した場合、その苦情・相談の窓口設置や対応は委託元である互助会事業者でも行うべき。
- ▶ 委託ではなく、外部事業者への紹介であっても、互助会事業者は外部事業者の業務状況を把握するべき。

事務局から「割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針－冠婚葬祭互助会編－」改定案（新旧対照表）について説明後、質疑・意見交換を実施。

委員からの主な確認事項・意見は、下記のとおり。

【確認事項】

- ▶ 監督の基本方針の改定は、法令上に規定があるものと法令には規定のないものがある。改正対象となっている「Ⅱ－２－２－５－３ 契約の履行」は法令上に規定があるものであるが、今回の改正によって省令の解釈変更があるということか。
- ▶ 経済産業省としての責務は記載しないのか。また、改正案には新役務事業の推奨などの記載がないが、他で示すことを考えているのか。
- ▶ 新役務以外の役務を今後追加される場合、改めて監督の基本方針を改正するのか。また、改正するのであれば、改正する可能性がある旨を監督の基本方針に記載するべきではないか。

（事務局回答）

今回の監督の基本方針の改定は、割賦販売法の委任の範囲内での改定であり、省令の解釈変更など、法令への影響はない。

今回の改定により追加する事業は、既に互助会事業者が事業を行っているものであり、かつ、それら事業に対し、前受金を使用して役務を受けたいとの消費者のニーズに応えるものであり、行政としてこれらの事業を推奨するものではない。他方、契約の認知を消費者に継続していただき、多様なニーズに応えることによって、経営も安定するということを目指している。

監督の基本方針は、行政が互助会事業を行う者への監督、立入検査を行う際の方針であるため、今後の改正の有無について記載する性質のものではない。

座長より、本日の議論を踏まえ以下の発言があった。

監督の基本指針改定案について修正意見はなかったと理解。本案にて、1ヶ月間のパブリックコメントを行う。

第3回検討会については、パブリックコメントの結果を踏まえて判断を行う事とし、開催判断は座長に一任させていただきたい。

以 上